

公募型プロポーザル実施の公示

2024年12月25日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業名称

大阪・関西万博の会場内における観光 PR ブースへのスタッフ派遣及び運営管理委託事業

(2) 事業目的

大阪・関西万博への来場者を関西の各地に誘う「万博プラス関西観光」を推進するため、関西観光本部が事務局を担う「EXPO2025 関西観光推進協議会」(以下、協議会)において、大阪・関西万博会場内に観光 PR ブース(以下、会場ブース)を設置する。

会場ブースは、「万博プラス関西観光」を推進する上での大阪・関西万博会場内の拠点として位置付ける。会場ブース来訪者に対し、関西各地の魅力を発信する店頭 PR イベント開催や安心・快適に関西観光を楽しめるため必要な情報を提供することなどを行う。

本事業は、会場ブースの運営にあたり、スタッフを派遣するとともに、スムーズかつ事故の無い運営管理を果たし、大阪・関西万博を契機とした関西観光発展に資することを目的に実施する。事業名称

(3) 事業概要

EXPO2025 関西観光推進協議会(事務局:一般財団法人関西観光本部)が運営する会場ブースのスタッフ派遣及び運営管理業務の委託

① スタッフ派遣

・原則常駐 2 名以上(内 1 名は労務管理などの管理業務も含む管理者、休憩時を除く)

② 運営管理

・労務も含む事故の無い会場ブース運営管理、トラブル対応(内容により発注者に相談)

・アンケート収集も含めたブース運営情報の入手・報告

(4) 実施場所

大阪・関西万博 A3「フェスティバル・ステーション」建屋内

関西観光 PR ブース

住所:大阪市此花区・夢洲

※会場ブース名称は別途設定予定

(5) 委託金額の上限

21,000,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 担当 野村、奥野

メールアドレス: soki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2024年12月25日(水)から2025年1月20日(月)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/②募集要領_大阪・関西万博観光PRブーススタッフ派遣及び運営管理委託.pdf

仕様書 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/③仕様書_大阪・関西万博観光PRブーススタッフ派遣及び運営管理委託.pdf

評価要領 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/④評価要領_大阪・関西万博観光PRブーススタッフ派遣及び運営管理委託.pdf

評価基準 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/⑤評価基準_大阪・関西万博観光PRブーススタッフ派遣及び運営管理委託.pdf

様式 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/⑥様式1~5_大阪・関西万博観光PRブーススタッフ派遣及び運営管理委託.pdf

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2025年1月20日(月) 17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本(社名あり)・副本(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本(社名あり)1部・副本(社名なし)5部を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2025年1月13日(月)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上